
繼續申請・再申請
(繼續届出・再届出)

目次

- 01. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）の流れ
 - 02. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続申請・再申請（継続届出・再届出）を選択する】
 - 03. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）
【継続申請・再申請（継続届出・再届出）する申請（届出）を選択する】
 - 04. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【申請（届出）情報を修正する】
 - 05. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【申請（届出）情報を確認する】
 - 06. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【提出完了のメールを確認する】
- 【参考】 継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

01. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）の流れ

本システムで継続・再申請（継続・再届出）する場合の流れは以下の通りです。

各種マスタ管理情報を確認します。

前回の申請から、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報※（法第79条の場合）に変更がないことを確認します。

航空機、操縦者、同乗者、離着陸場所の情報の変更については、手続き開始前に必ずマスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。

（各申請（届出）情報の入力画面から、これら情報を追加、修正することはできません。特に離着陸場所の情報については、離着陸の時間帯や夜間の有無について、最新の情報に修正のうえ手続きを行ってください。）

※過去に許可実績のない場所で離着陸を行う場合は、継続・再申請ではなく新規申請を行ってください。

※過去に申請で選択した航空機、操縦者、離着陸場所の情報を削除した場合は、ダイアログのチェックを追加で選択してください。

継続・再申請（継続・再届出）を開始

継続・再申請（継続・再届出）を選択する

メインメニューで「継続申請/再申請（継続届出/再届出）」ボタンを選択します。

継続・再申請（継続・再届出）をする申請（届出）を選択する

申請情報一覧から継続・再申請（継続・再届出）の元となる申請（届出）を選択し、変更する事項を選択します。

申請（届出）情報を修正する

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

申請（届出）情報を確認する

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。

継続・再申請（継続・再届出）が完了

申請提出確認のダイアログの「OK」ボタンを押した日が申請日/届出日となります。

02. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）【継続・再申請（継続・再届出）を選択する】

※航空機情報、操縦者情報、同乗者情報（法第81条の場合）、離着陸場所の情報（法第79条の場合）に変更がある場合は、手続き開始前に必ず各種マスタ管理情報から追加・変更登録を行ってください。



国土交通省

AOPS

マニュアル よくある質問 ●●●さん

メインメニュー

申請書（届出書）を作成する

申請情報一覧

申請済みまたは作成中の申請情報、届出情報の確認や許可書のダウンロードができます。

新規申請（新規届出）

新規に申請、届出を行います。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

継続申請/再申請（継続届出/再届出）①

許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行います。
※飛行期間の更新にあわせて、元の許可申請の内容を一部変更することが可能です。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、「新規申請（新規届出）」から申請してください。
※継続申請/再申請等で申請可能な飛行期間は[こちら](#)を参照ください。

変更申請（変更届出）

許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行います。
※申請・届出行為を行う場所の追加、変更を行う場合には、「新規申請（新規届出）」などから別途申請してください。
※変更申請時の飛行終了日は、元となる許可申請（届出）の飛行終了日と同一日となります。詳細は[こちら](#)を参照ください。

口頭許可後の手続き（災害時等）

緊急時に口頭による申請を行い許可を受けた場合、後日、こちらから申請書を届出してください。
※申請を行う前に、航空機情報、操縦者情報、同乗者情報を登録してください。
※飛行場以外の場所における離着陸（法79条ただし書許可申請）を行う場合には、予め場外離着陸場の情報を登録してください。

- ① [メインメニュー] 画面の [申請書（届出書）を作成する] の見出しの中にある **継続申請/再申請（継続届出/再届出）** を押します。



[申請情報一覧] 画面が開きます。

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 1/4

[申請情報一覧] から継続・再申請（継続・再届出）の元となる申請（届出）を選択します。

申請情報一覧

申請・届出を行った一覧を表示します。手続名、申請先等の項目を選択・入力し検索いただくことで、絞り込むことができます。各ボタンの機能は以下のとおりです。
 「詳細」：申請の詳細を確認することができます。
 「複写」：過去の申請情報を複写（引用）して新規申請を行うことができます。
 「継続・再申請（継続・再届出）」：許可された申請や届出の飛行期間を更新し、再度申請等を行うことができます。
 「変更申請（変更届出）」：許可された申請や届出の内容等を変更し、再度申請等を行うことができます。
 「引戻し」：一度提出した申請や届出を引き戻すことができます（文書受付前に戻ります）。
 「再提出」：補正指示があった申請や引き戻した申請等について再提出できます。
 「編集」：一時保存した申請や届出の編集を行うことができます。

手続名 ▼ 選択してください	種別 ▼ 選択してください	申請先（届出先） ▼ 選択してください	手続状況 ▼ 選択してください
申請日（開始日） yyyy/mm/dd	申請日（終了日） yyyy/mm/dd	飛行期間（開始日） yyyy/mm/dd	飛行期間（終了日） yyyy/mm/dd

システム受付 No	手続名	手続種別	申請先（届出先）	申請日（届出日）	飛行期間	手続状況	許可番号（許可日）	詳細	追加手続き
AP2400000000	79条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ~ 2024/11/15	手続完了		詳細	継続・再申請 継続・再届出
	81条								
	89条								
AP2400000001	79条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ~ 2024/11/15	手続完了		詳細	継続・再申請 継続・再届出
	81条								
	89条								
AP2400000002	79条	新規申請	東京局	2024/11/01	2024/11/10 ~ 2024/11/15	手続完了		詳細	継続・再申請 継続・再届出
	81条								
	89条								

「継続・再申請（継続・再届出）」が可能な申請（届出）が表示されます。

なお、21件以上ある場合は、複数ページで表示されます。

- ①申請情報を検索する場合は、[手続名]、[種別]、[申請先（届出先）]、[手続状況]などを入力して を押すと、該当する申請情報が表示されます。

- ②「継続・再申請」元の申請（届出）の内容を確認する場合は、 を押します。

- ③ [申請情報一覧] から「継続・再申請」元となる申請（届出）の を押します。

▼

元となる申請（届出）の内容から
変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

※過去許可を得た複数の申請を統合する場合は、元となる申請（届出）を選択し、統合する申請内容をマニュアルで追加のうえ手続きを行ってください。なお、統合する申請の過去許可番号等を「その他参考となる事項」に記載してください。

03. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 2/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。

元の許可申請（届出）の内容から変更する事項を選択してください。
※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、メインメニューの「新規申請（新規届出）」から申請してください。

飛行期間の更新

国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更

上記以外の変更

次へ

「継続・再申請」元の申請（届出）の内容から変更する事項を選択します。
以下の表を参考に、変更する事項を選択のうえ（複数選択可）、
次へ を押してください。

申請手続きを選択する画面が開きます。

※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、
メインメニューの「新規申請（新規届出）」から申請してください。

※選択した申請（届出）の添付ファイルサイズが大きい場合、
次の画面が表示されるまでに時間がかかることがあります。
そのままお待ちください。

変更する事項	チェックすることで 変更可能になる事項
飛行期間の更新	飛行期間 ※その他、飛行期間の変更に伴う軽微な修正や申請者情報の変更など、 申請内容の基本情報が変わらない範囲での修正が可能です。 ※夜間を含めた内容へ変更する場合は、「上記以外の変更」も選択してください。
国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、 操縦士、同乗者の追加、変更	操縦者情報、航空機情報、同乗者情報（法第81条選択時） ※異なる型式の航空機の追加を行う場合は、 「上記以外の変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。 ※元申請で選択した、離着陸場所情報を削除し0件となった場合は、 「上記以外の変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。
上記以外の変更	上記以外の事項を変更する場合、 及び過去許可を得た複数の申請を統合する場合には、こちらを選択してください。 ※過去に許可・届出実績のない場所で申請・届出行為を行う場合には、 新規申請（新規届出）を行ってください。 ※元申請で選択した、操縦者情報、航空機情報を削除し0件となった場合は、「国籍/登録記号（型式の追加、 変更を除く）、操縦士、同乗者の追加、変更」を選択するか、新規申請（新規届出）を行ってください。

03.継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 3/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

継続・再申請（届出）を行うとする元申請から、操縦者情報、同乗者情報が変更されています。
操縦者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

同乗者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

飛行期間の更新

国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

上記以外の変更

次へ キャンセル

選択した元申請のマスタ管理情報と
継続・再申請（継続・再届出）を行う際のマスタ管理情報が異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で
選択されている組み合わせに応じ、
エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、
以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

- 元申請から、
操縦者情報マスタ、同乗者情報マスタが変更されている場合

④引き続き、継続・再申請（継続・再届出）の手続きを行う場合は、
左の表を参考にし、必要に応じて、
表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、
「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、
「次へ」ボタンを押してください。
（左の事例の場合、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、
操縦者、同乗者の追加、変更」を選択する必要があります。）

変更する事項 申請種別	継続・再申請		
	飛行期間の更新	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名前・住所・種別・離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （国籍/登録記号）	エラー ダイアログ表示	申請可	申請可
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示

④

※エラーダイアログ表示されている際は、
継続・再申請（継続・再届出）の手続きを進めることが
できません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。
申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、
一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。
一時保存した申請を編集する際に、
最新のマスタ情報が反映されます。

03. 継続申請・再申請（継続届出・再届出） 【継続・再申請（継続・再届出）する申請（届出）を選択する】 4/4

元となる申請（届出）の内容から変更する事項を選択するダイアログが表示されます。（続き）

継続・再申請（届出）を行おうとする元申請から、操縦者情報、航空機情報（型式）が変更されています。

操縦者情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

航空機情報の変更内容を維持して手続きを継続する場合は「上記以外の変更」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押下してください。

手続きを中止する場合は「キャンセル」ボタンを押下してください。

※一度チェックした項目について、後からチェックを解除することはできません。

飛行期間の更新

国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更

上記以外の変更

次へ キャンセル

選択した元申請のマスタ管理情報と継続・再申請（継続・再届出）を行う際のマスタ管理情報が異なる場合、エラーダイアログが表示されます。

※「申請種別」および変更する事項で選択されている組み合わせに応じ、エラーダイアログ表示される内容は異なります。

左の画面イメージでは、以下のとおり選択した場合の画面表示を例示しています。

■元申請から、操縦者情報マスタ、航空機情報マスタ（元申請に含まれない型式）が変更されている場合

⑤引き続き、継続・再申請（継続・再届出）の手続きを行う場合は、左の表を参考にし、必要に応じて、表のうち「エラーダイアログ表示」とされている項目については、「申請可」となる「変更する事項」をチェックのうえ、「次へ」ボタンを押してください。

（左の事例の場合、「国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更」および「上記以外の変更」を選択する必要があります。）

※エラーダイアログ表示されている際は、継続・再申請（継続・再届出）の手続きを進めることができません。

※申請途中にマスタ管理情報を変更することはできません。申請途中にマスタ管理情報を変更したい場合は、一時保存の上でマスタ情報の変更を実施してください。一時保存した申請を編集する際に、最新のマスタ情報が反映されます。

変更する事項 申請種別	継続・再申請		
	飛行期間の更新	国籍/登録記号（型式の追加、変更を除く）、操縦者、同乗者の追加、変更	上記以外の変更
離着陸場所情報マスタ （名前・住所・種別・離着陸の時間帯・灯火施設）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
操縦者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示
航空機情報マスタ （国籍/登録記号）	エラー ダイアログ表示	申請可	申請可
航空機情報マスタ （元申請に含まれない型式）	エラー ダイアログ表示	エラー ダイアログ表示	申請可
同乗者情報マスタ	エラー ダイアログ表示	申請可	エラー ダイアログ表示

⑤

04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】 1/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。

手続きを行う申請の選択

STEP 01
手続き選択

STEP 02
基本情報入力

STEP 03
申請別情報入力

STEP 04
申請情報確認

STEP 05
申請提出

手続きを行う申請・届出場所、申請先を選択してください。

申請手続きを選択してください ①

飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）

最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）

物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）

申請・届出を行う航空機の種類を選択してください ②

飛行機

回転翼航空機

申請行為・届出行為を行おうとする場所を選択してください（いずれか1つ） ①

東日本（領海上を含む）
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

西日本（領海上を含む）
（富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

公海上

※東日本、西日本、公海上にまたがる場合は、それぞれについて手続きを行ってください。

【申請情報一覧】にて選択した、「継続・再申請」元の申請（届出）の情報について、必要に応じて修正してください。

①変更不可の項目となります。

②変更する事項を選択するダイアログにて

➢ 「上記以外の変更」を選択した場合、変更可能です。

➢ 「上記以外の変更」が未選択の場合、変更はできません。

※修正が必要な場合、戻る で【申請情報一覧】画面まで戻り、再度 継続・再申請
継続・再届出 を押下のうえ、変更する事項を選択するダイアログで「上記以外の変更」を選択してください。
申請情報の一時保存を行う場合は、[こちら](#)を参照してください。

04.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】2/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）

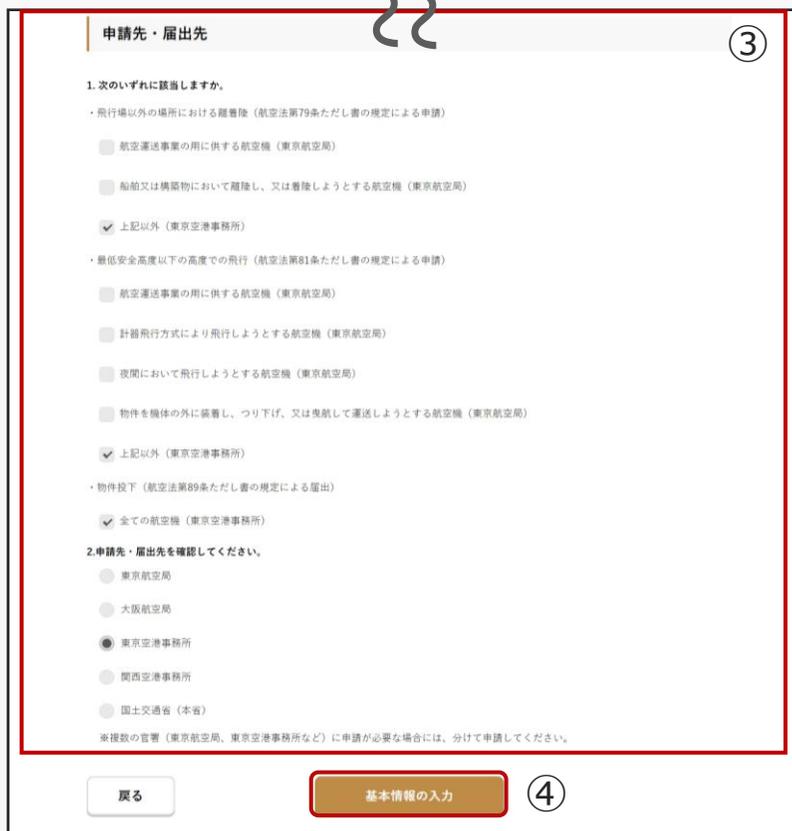
※左の画面イメージは、
前頁で「申請行為・届出行為を行おうとする場所で、
「東日本（領海上を含む）」を選択した場合の画面
表示を例示しています。

- ③変更する事項を選択するダイアログにて
- 「上記以外の変更」を選択した場合、
1. のうち、申請先が変わらない範囲での
変更が可能です。
 - 「上記以外の変更」が未選択の場合、
変更はできません。

- ④入力内容に間違いがないことを確認のうえ、
基本情報の入力 を押してください。



【基本情報入力】画面が開きます。



The screenshot shows a web form titled "申請先・届出先" (Application/Reporting Agency). It is divided into two main sections:

- 1. 次のいずれに該当しますか。** (Which of the following does it apply to?)
 - 飛行場以外の場所における離着陸（航空法第79条ただし書の規定による申請）
 - 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）
 - 船舶又は構造物において離陸し、又は着陸しようとする航空機（東京航空局）
 - 上記以外（東京空港事務所）
 - 最低安全高度以下の高度での飛行（航空法第81条ただし書の規定による申請）
 - 航空運送事業の用に供する航空機（東京航空局）
 - 計器飛行方式により飛行しようとする航空機（東京航空局）
 - 夜間において飛行しようとする航空機（東京航空局）
 - 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする航空機（東京航空局）
 - 上記以外（東京空港事務所）
 - 物件投下（航空法第89条ただし書の規定による届出）
 - 全ての航空機（東京空港事務所）
- 2. 申請先・届出先を確認してください。** (Please confirm the application/Reporting Agency.)
 - 東京航空局
 - 大阪航空局
 - 東京空港事務所
 - 関西空港事務所
 - 国土交通省（本省）

※複数の官署（東京航空局、東京空港事務所など）に申請が必要な場合には、分けて申請してください。

At the bottom, there are two buttons: "戻る" (Back) and "基本情報の入力" (Input basic information). A red box highlights the "基本情報の入力" button, which is labeled with a circled "4". A red box with a circled "3" highlights the "上記以外" (Others) selection options in the first section. A red squiggly line is drawn above the "上記以外" options.

04. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】 3/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）

基本情報、飛行計画の概要の入力

STEP 01 手続き選択 **STEP 02 基本情報入力** STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請提出

航空機の飛行日時と申請を行う申請者の情報を入力してください。

申請者情報

氏名

フリガナ

住所 国/地域 都道府県

連絡先 国/地域

メールアドレス

緊急に連絡を要する場合の
連絡先及び電話番号 上記の氏名及び連絡先電話番号と同じ
 上記以外

申請者の文書管理番号（任意）

*申請書に申請者側の文書番号を付す場合は、こちらに記載願います。

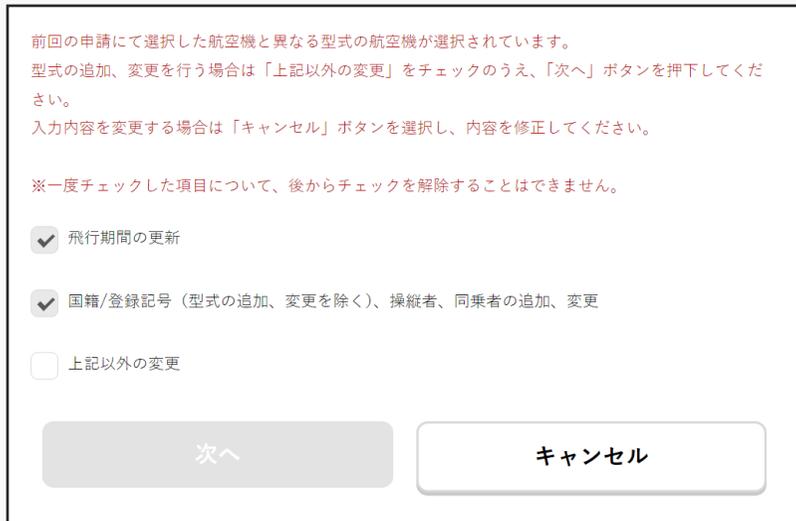
以降の、[基本情報入力]画面、[申請別情報入力]画面での申請情報の入力方法については、
マニュアル「[新規申請 \[基本情報入力\]画面、](#)
[\[申請別情報入力\]画面](#)」と同様となります。

※変更する事項を選択するダイアログにて選択した内容に応じ、変更可能な事項が異なります。
※変更不可な事項は入力が制限されています。必要な修正ができない場合は、「変更する事項」の選択を見直すため再度手続きをやり直すか、新規申請を行ってください。

※左の画面イメージでは、申請者が個人の場合の画面表示を例示しています。

04. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を修正する】 4/4

必要に応じ、各申請（届出）情報の入力画面で申請情報を修正します。（続き）



【航空機情報の選択】画面にて、継続・再申請（継続・再届出）の元申請に含まれていない型式を選択した場合、「上記以外の変更」をチェックしないと次の画面に遷移できません。

※一度チェックをした項目について、後からチェックを解除することはできません。

※継続申請・再申請（継続・再届出）の元申請に含まれている型式と同じ型式で異なる「国籍・登録記号」の選択は問題ありません。

05.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を確認する】1/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。



申請（届出）情報の最終確認を行います。

①入力内容に誤りがある場合は各情報の右下にある

●●の修正 を押し、修正してください。

※ ●●の修正 ボタンを押下すると該当する各画面に移動します。
各画面にて入力内容の修正後に画面最下段中央のボタンで、
本画面まで画面を移動させてください。

②申請情報を一時的に保存したい場合、

一時保存 を押してください。

なお、一時保存した申請等を再度編集する場合は、
[こちら](#)を参照してください。

③入力内容に問題がなければ 申請提出 を押してください。

提出前の確認のためのダイアログが表示されます。

05.継続申請・再申請（継続届出・再届出）【申請（届出）情報を確認する】 2/2

入力した情報を確認し、申請書等を提出します。（続き）

申請／届出を行います。
※以下のOKボタンの押下日が「申請日／届出日」となります。

OK キャンセル

OK を押した時点で [申請日/届出日] が自動付加され、申請先へ申請書等が提出されます。

申請提出完了

STEP 01 手続き選択 STEP 02 基本情報入力 STEP 03 申請別情報入力 STEP 04 申請情報確認 **STEP 05 申請提出**

申請／届出の提出を行いました。
ご登録いただいたメールアドレスに、申請／届出の提出確認に関するメールを送付しました。

申請情報の確認
メインメニュー画面の「申請情報一覧」から確認できますので、必要に応じてご利用ください。

メニュー画面へ

- 申請書（届出書）の提出確認に関するメールが送付されます。
- ▶ 正常に受信した場合、提出が完了した旨のメールが届きます。
 - ▶ 受信に失敗した場合、システムで受け付けることができなかった旨のエラーメールが届きます。

申請書（届出書）を提出した際には、提出確認に関するメールを確認してください。
※メール内容のイメージは、次スライドを参照ください。

正常に受信すると、申請先で記載事項など内容確認を行います。

06. 継続申請・再申請（継続届出・再届出）【提出完了のメールを確認する】

提出確認に関するメールの内容を確認します。

➤ 正常に受信した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出提出のお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

以下の申請・届出の提出が完了しました。
内容の確認が完了するまでお待ちください。

お心当たりが無い場合は以下の「よくある質問」からお問い合わせください。

■システム受付 No.

■申請・届出される手続名
79 条 / 81 条 / 89 条

■手続種別
継続申請

■申請先
国土交通省（本省）

➤ 受信に失敗した場合

【航空機運航情報処理システム】申請・届出受付エラーのお知らせ

 国土交通省航空局航空機運航情報処理システム <information@aops.mlit.go.jp>
宛先

※このメールは航空機運航情報処理システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

様

航空機運航情報処理システムをご利用いただきありがとうございます。

申請・届出を受領しましたが、以下の理由により申請・届出をシステムに登録することができませんでした。

- ・同じ許可・届出に対して、同時に複数の手続は行えません。申請中（届出中）の手続きが完了後に、申請・届出の手続きを行ってください。
- ・複数タブ / 複数ブラウザで操作された方は、データが破損した可能性があります。再度、申請・届出の手続きを行ってください。

上記理由に心当たりのない方は、予期せぬエラーが発生した可能性があります。
時間を置いて、再度お試しいただくか、提出先官署までお問い合わせください。

■お問合せ番号

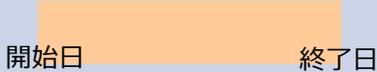
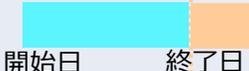
受信に失敗した理由として、大きく以下2点の原因が考えられます。

1. 過去の同じ許可・届出に対して、重複した申請等を行っている
2. 複数タブ、複数ブラウザで操作した

上記の原因にお心当たりがない場合、[「よくある質問」](#)に記載のお問い合わせ先まで、以下情報を添えてご連絡ください。

「ログインID」「メール受信日時」「メール記載のお問い合わせ番号」
「利用端末（OS）」「利用ブラウザ」

【参考】 継続申請・再申請（継続届出・再届出）、変更申請（届出）を行う場合の飛行期間のイメージ

申請のパターン		イメージ図（飛行期間）	備考
元の申請（届出）の飛行期間 （申請・届出A）			
新たに 申請（届出）する 飛行期間 （申請・届出B）	■ 継続申請 （継続届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌日から継続
	■ 再申請 （再届出）		申請・届出Bの飛行開始日が、 申請・届出Aの翌々日以降
			申請・届出Bの飛行期間が、 申請Aの飛行開始日より以前 ※ケースとしてはあまり想定されない。
			
	■ 変更申請 （変更届出）		飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）
		飛行終了日は変更不可 ※申請Bの許可を持って許可Bの 飛行開始日以降、申請Aは無効となる。 （変更届出を除く。）	